

「第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査の概要

① 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画について

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

この新制度に基づき、市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づいた「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。

＜子ども・子育て支援法第 61 条＞

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

＜「基本指針」より＞

量の見込みについては、・・・教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。



調査の実施により、
第三期子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎データを得る。

② 調査の概要

令和 7 年度から 11 年度までの 5 か年度を計画期間とする「第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、基礎となる資料を収集するため、「子育て支援に関するニーズ調査」を実施する。

	第三期計画ニーズ調査	(参考) 第二期計画ニーズ調査
調査対象	① 就学前児童が属する世帯 ② 就学児童（小学生）の属する世帯	① 就学前児童が属する世帯 ② 就学児童（小学生）の属する世帯
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送による配布、回収、 web による回答	郵送による配布、回収
配布数・有効回収数・ 回収率	① 1,400 世帯 ② 1,400 世帯	① 1,400 世帯・667 世帯・47.6% ② 1,400 世帯・689 世帯・49.2%
調査時期	令和 5 年 11～12 月（予定）	平成 31 年 1 月 17 日～1 月 31 日
報告書の発行	令和 6 年 3 月（予定）	平成 31 年 3 月

③ 調査票

調査票（就学前児童）（案）、調査票（就学児童）（案）のとおり。

▶調査票に関する基本的な考え方

1. 今回使用する調査票は、国、大阪府の考え方を踏まえると、第二期計画策定時と大きく変更がないため、第二期計画策定のためのニーズ調査票を基本に作成します。なお、現時点での国及び府の考え方は下記のとおりです。

国

Q. 各市町村が令和7年度からの第3期支援事業計画を作成するにあたり、第2期支援事業計画の作成時同様、計画作成に係る利用希望調査等の準備等を促す事務連絡（平成30年5月24日付け「市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について」）を発出する予定の有無。

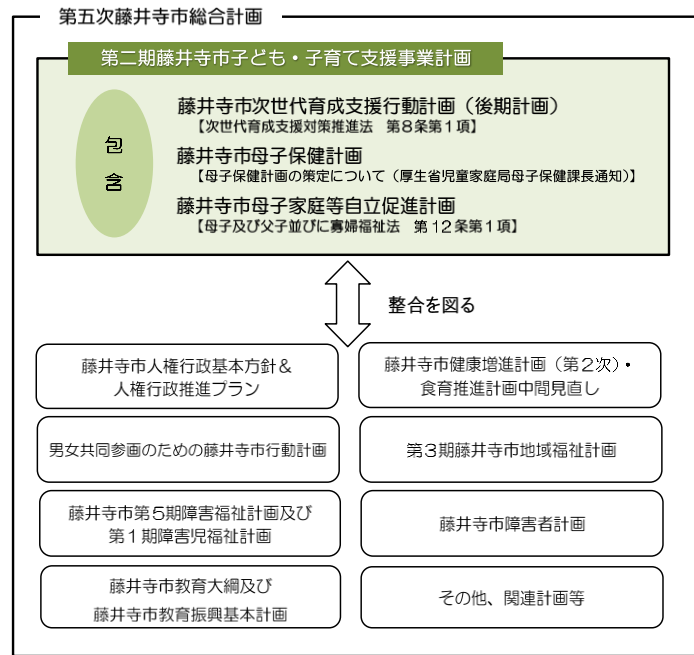
A. 計画作成も3期目に入り、調査の必要性については理解いただいていると考えているので事務連絡を発出する予定はなし。

大阪府

上記、国の考えをもとに、調査票のひな型を公開。第二期計画策定時のニーズ調査票のひな型と大きく変更はなし。（年号の修正等）

2. 現行計画については、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付け、複数の計画を包含し、その他、総合計画等の上位計画や関連計画と整合性を図った内容となっています。（右図）

第三期計画の策定にあたっては、現行計画をベースに検討していく予定であり、今回のニーズ調査に当たっては、以上を踏まえたくて実施します。



④ 今後のスケジュール（予定）

9～10月下旬 調査内容の検討

11～12月 調査実施

3月 調査報告書の完成